

認知症高齢者が事故をおこしてしまったための

水戸市認知症高齢者等 おでかけあんしん保険事業

認知症高齢者とその家族が住みなれた地域で安心して生活できるよう、認知症高齢者が日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に、最大3億円を限度に被害者に支払うべき費用の補償及び、認知症高齢者本人が、交通事故により死亡又は後遺障害を生じた場合に障害の程度に応じて最大50万円を補償する制度です。

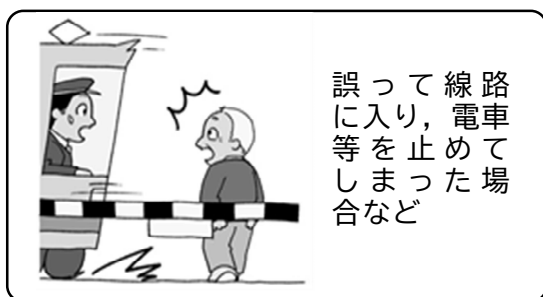


【保険の対象となる方】

本市に住民登録がある方で、以下の全ての要件を満たし、加入申込をした方が対象

- 認知症の診断を受けている
- 要介護認定等を受けている
- 在宅で生活している（ケアハウス、認知症高齢者グループホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に入居している方を除く。）
- 単独で外出する行動がある
- 水戸市行方不明高齢者等SOSネットワーク事業への登録
（おでかけあんしん保険事業加入申込時に登録が可能です。）

【補償対象】



【保険料】

水戸市が保険契約者となり、保険料全額を負担するため、対象者やご家族の自己負担はありません。

【申込方法】

- 所定の様式にご記入の上、高齢福祉課窓口(市役所1階窓口 106)へ持参または郵送でお手続きをお願いいたします。
また、お近くの地域包括支援センターでも代行できます。
※加入要件の確認を行い、後日、結果通知書をお送りします。
※年度毎に加入申込が必要となります。

【事故発生時の連絡及び保険請求等】

- 保険の対象者及びその家族の方が契約保険会社に電話連絡等をしていただき、契約保険会社の窓口で所定の手続きをしていただきます。
※契約保険会社の連絡先及び窓口については、加入申込時にお知らせします。

【申込み・問合せ先】

水戸市福祉部高齢福祉課地域支援センター

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 電話(直通)029-232-9110